



栃木県公報

平成25年
10月8日(火)
第2520号

目次

告示

- 栃木県立岡本台病院、栃木県立がんセンター及びとちぎりハビリテーションセンターの料金に係る未収金及び手数料に係る未収金の徴収事務の委託…………… 793
- 道路の区域の変更…………… 793
- 道路の供用開始…………… 794

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… 794
- 宇都宮市街地開発組合
- 宇都宮市街地開発組合議会定例会の閉会…………… 795
 - 平成24年度宇都宮市街地開発組合一般会計の歳入歳出決算の要領…………… 795

告示

栃木県告示第521号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、平成25年8月1日付けで次のとおり栃木県立岡本台病院、栃木県立がんセンター及びとちぎりハビリテーションセンターの料金に係る未収金及び手数料に係る未収金の徴収事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成25年10月8日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

栃木県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年栃木県条例第51号）第4条に規定する料金（駐車料金を除く。）に係る未収金及び栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）別表第1の125の項に規定する手数料に係る未収金の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町四丁目7番2号サンライン第7ビル3階

(2) 名称

弁護士法人鈴木康之法律事務所

3 委託期間

平成25年8月1日から平成26年3月31日まで

(医事厚生課)

栃木県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年10月8日から同年11月6日まで一般の縦覧に供する。

平成25年10月8日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 伊王野白河線
道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------|--------|---|-----------------|---------------|-----|
| 238 | 前 | 那須郡那須町大字蓑沢字関山937-1 から 那須郡那須町大字蓑沢字打尾木1085まで | 4.6～6.6 | 750.0 | |
| | 後 | 那須郡那須町大字蓑沢字関山937-1 から 那須郡那須町大字蓑沢字打尾木1085まで | 10.8～24.0 | 750.0 | |

栃木県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年10月8日から同年11月6日まで一般の縦覧に供する。

平成25年10月8日

栃木県知事 福 田 富 一

| 整理番号 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|----------------------|---|------------|
| 184 | 一 般 県 道 安 塚 雀 宮 線 | 宇都宮市雀の宮4丁目722-10から 宇都宮市雀の宮4丁目722-1まで | 平成25年10月8日 |

(道路保全課)

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成25年10月8日

栃木県知事 福 田 富 一

| 申請のあった年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 | 縦覧期限 |
|------------|--------------------------|--------|------------------------|--|-------------|
| 平成25年9月24日 | 特定非営利活動法人馬頭里山本舗 | 藤田 清 | 栃木県那須郡那珂川町小砂1085番地 | この法人は、那珂川町を中心とした住民に対して、里山の環境再生・生物多様性の回復、環境学習の推進と里山文化の継承、適正な林業技術の継承に関する事業を行うとともに、都市住民に対して、里山環境の重要性を啓発する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。 | 平成25年11月25日 |
| 平成25年9月24日 | 特定非営利活動法人 いかい子育てネット 羽ばたき | 水沼 桂子 | 栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽2631番地102 | この法人は、市貝町民をはじめとするすべての人々に対して、地域に根ざした子育て支援を行うとともに安心して生活できる環境の整 | 平成25年11月25日 |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | 備を行い、世代を超えた交流を通し、健やかに暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。 |
|--|--|--|--|--|

(県民文化課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第5号

平成25年9月27日招集した第218回宇都宮市街地開発組合議会定例会は、9月27日閉会した。議決事項は、次のとおりである。

平成25年10月8日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

認定第1号 平成24年度宇都宮市街地開発組合歳入歳出決算の認定について

宇都宮市街地開発組合告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、平成25年9月27日第218回宇都宮市街地開発組合議会定例会において認定された平成24年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算の要領を、監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

平成25年10月8日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

I 平成24年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算書

1 歳 入

(単位：円)

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|------------|----------|------------|------------|------------|-------|-------|
| 1 使用料及び手数料 | | 1,000 | 55,500 | 55,500 | | |
| | 1 使用料 | 1,000 | 55,500 | 55,500 | | |
| 2 財産収入 | | 53,116,000 | 53,487,298 | 53,487,298 | | |
| | 1 財産運用収入 | 53,115,000 | 53,487,298 | 53,487,298 | | |
| | 2 財産売却収入 | 1,000 | | | | |
| 3 繰入金 | | 43,742,000 | 40,380,090 | 40,380,090 | | |
| | 1 基金繰入金 | 43,742,000 | 40,380,090 | 40,380,090 | | |
| 4 繰越金 | | 100,000 | 168,632 | 168,632 | | |
| | 1 繰越金 | 100,000 | 168,632 | 168,632 | | |
| 5 諸収入 | | 24,000 | 24,239 | 24,239 | | |
| | 1 預金利子 | 1,000 | 1,173 | 1,173 | | |
| | 2 雑入 | 23,000 | 23,066 | 23,066 | | |
| 歳入合計 | | 96,983,000 | 94,115,759 | 94,115,759 | | |

2 歳 出

(単位：円)

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不 用 額 |
|---|---|------|------|--------|-------|
|---|---|------|------|--------|-------|

| | | | | | |
|---------|---------|------------|------------|--|-----------|
| 1 | 議 会 費 | 2,577,000 | 2,209,817 | | 367,183 |
| | 1 議 会 費 | 2,577,000 | 2,209,817 | | 367,183 |
| 2 | 総 務 費 | 90,253,000 | 88,268,558 | | 1,984,442 |
| | 1 総務管理費 | 90,078,000 | 88,100,558 | | 1,977,442 |
| | 2 監査委員費 | 175,000 | 168,000 | | 7,000 |
| 3 | 処分管理費 | 3,653,000 | 3,483,188 | | 169,812 |
| | 1 処分管理費 | 2,370,000 | 2,359,137 | | 10,863 |
| | 2 販売促進費 | 1,283,000 | 1,124,051 | | 158,949 |
| 4 | 予 備 費 | 500,000 | | | 500,000 |
| | 1 予 備 費 | 500,000 | | | 500,000 |
| 歳 出 合 計 | | 96,983,000 | 93,961,563 | | 3,021,437 |

歳入歳出差引残額 (A) 154,196円

翌年度へ繰り越すべき財源 (B) 0円

実質収支額 (A-B) 154,196円

II 監査委員の意見

1 審査の結果

平成24年度宇都宮市街地開発組合歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調査について審査した結果は、次のとおりである。

- (1) 計数については、関係諸帳簿、証拠書類と合致し、正確なものと認められた。
- (2) 予算の執行については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。
- (3) 収入及び支出事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
- (4) 財産に関する事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

2 審査の意見

平成24年度の予算は、一般会計予算現額96,983,000円をもって執行されたところである。歳入決算額は94,115,759円で、調定額に対する収入率は100.0%であり、歳出決算額は93,961,563円で、執行率は96.9%である。

この結果、実質収支額は154,196円となり、適正な財政運営に努力されたものと認められる。

また、財政調整基金については、安全かつ有利な運用に努めた結果、運用利子の収入が対前年度比1.1%の増となり、前年度末残高より7,118,884円増加し、決算年度末現在高が10,288,079,014円となるなど、適切に管理されていると認められる。

平成24年度は、海外経済の減速や円高の進行など大変厳しい経済状況だったが、新たな金融政策による効果もあり、ゆるやかに景気回復の兆しが見られ始めた。そうした中、栃木県及び宇都宮市主催の、トップセールスによる「企業立地セミナー」など企業誘致事業にも参画し、積極的に分譲地の販売推進を図ったところである。

今後とも引き続き、宇都宮清原工業団地の早期分譲に努めるとともに、宇都宮テクノポリスセンター地区についても、都市再生機構、栃木県及び宇都宮市と連携を密にし、販売促進の支援に努力されるよう要望する。